

八百津町小中学校統合基本構想 概要

1 構想策定について

(1) 構想策定の背景と趣旨

八百津町（以下、「本町」という。）では、小学校の児童数は令和5（2023）年をピークに減少し、令和9（2027）年度に小学校に入学する児童数は合計で34名の想定となっています。また、町内の小中学校は老朽化が進んでいます。

八百津町小中学校統合基本構想（以下、「本構想」という。）では、こうした背景から未来を生き抜く子どもたちの新たな教育環境を整備するために、小中学校統合に関する基本的な方針を定めるものです。

(2) 検討経緯

本計画は、検討委員会や専門家会議での協議結果を踏まえて策定しました。

令和3（2021）年3月 八百津町学校施設長寿命化計画
大規模改修や建替えなどのタイミングで統廃合を進め、**最終的には2施設（13,100㎡）にすることを目標**に再編を進める。

令和3（2021）年度 「八百津町小中学校の今後の在り方検討委員会」における協議
⇒学校の統合は、「**将来的に1小学校1中学校への統合**」目指して検討する。
また、小中一貫校や学校建設前の統合等の検討も付記された。

令和5（2023）年度 八百津町小中学校統合に向けた専門家会議
⇒新しい学校に求められる条件の一つとして、**将来的な小中一貫教育への見通し**が提言された。

2 小中学校の現状と課題

(1) 児童生徒人数

児童生徒数は年々減少しており、2025年では小学生381人、中学生221人（計602人）となっていますが、2035年には小学生170人、中学生130（計300人）人となることが想定されています。

現在久田見小学校は複式学級がありますが、他の学校も複式学級となる可能性が想定されています。また、男女比のバランスも課題となります。

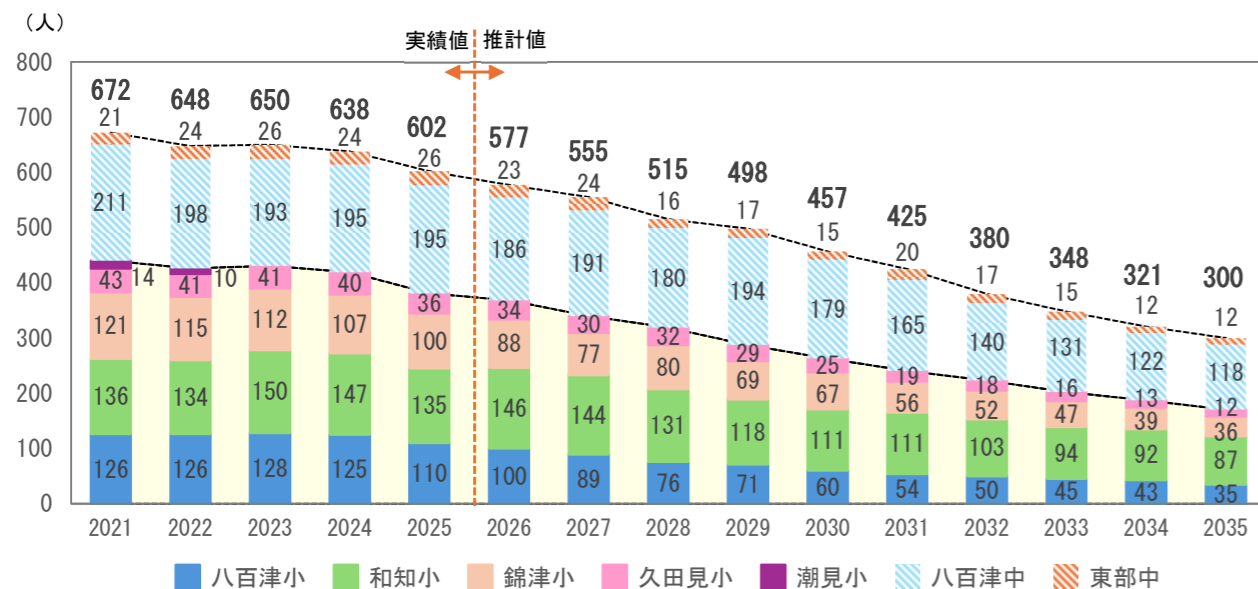


図 町内小中学校の児童生徒数推移（令和7（2025）年5月1日現在）

出典：八百津町資料

(2) 学校の状況

○本町の学校は、学級数が減少する小規模化が進んでおり、すべての学校で10学級以下となっています。

○本町の学校の8割は、築年数が30年を超過しており、老朽化が進行しています。

○学校施設（小学校）の管理費は増加しており、児童1人あたりの管理費は20万円強となっています。

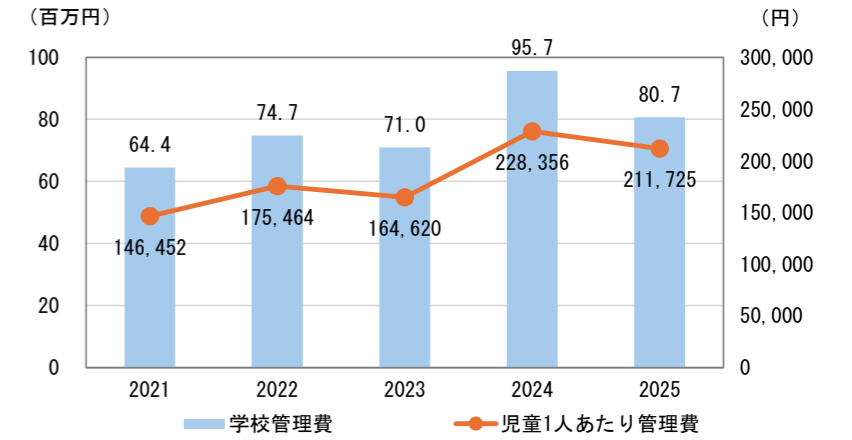


図 学校管理費の推移（小学校）

出典：八百津町資料、八百津町HP「小・中学生数の推移」

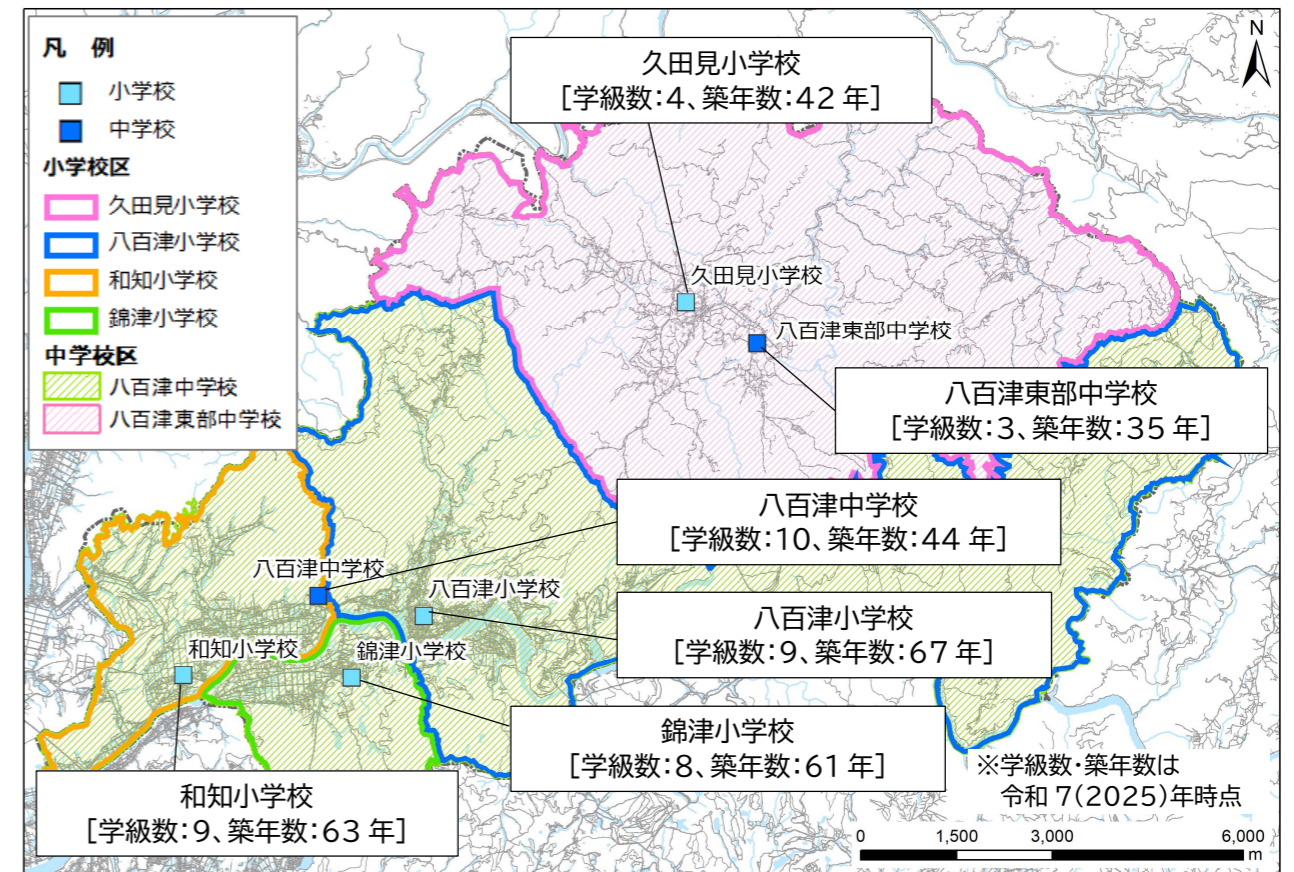


図 既存学校の位置図

出典：八百津町資料

(3) 小中学校の課題

本町の学校施設を取り巻く現状を踏まえ、課題を以下のように認識し、学校整備の検討を進めます。

- ①本町の実態に即した適正な学校規模や配置を行うことで、**学習活動や学校行事の多様性を確保し、子どもたちがより良い教育を受けられる環境づくりが必要**です。
- ②学校施設の老朽化や少子化の現状を踏まえ、**健全な財政運営の観点から、効率的・効果的な施設更新を行うことが必要**です。
- ③地域や子どもにとっては統合による環境変化も想定されるため、**住民とともに学校づくりを進めることが必要**です。

3 学校再編の基本的な考え方

(1)新しい学校に求められる条件

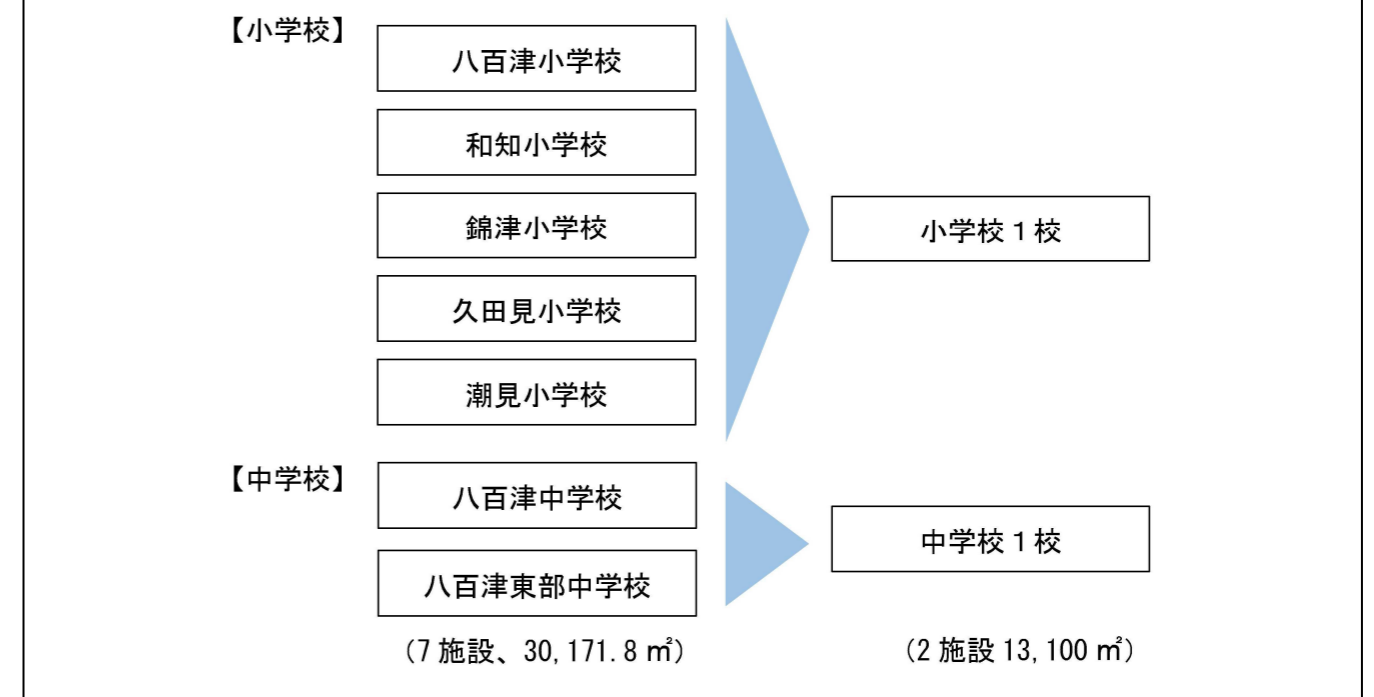
- ①児童生徒数の適正規模化
 - 【求められる視点】
 - ・学級：適正と言われる規模
→仲間同士で練り合える環境への整備
 - ・学年：小中ともにクラス替えが可能な規模
→不登校など集団への不応への対策
- ② 児童生徒の多様な特性や情緒面の効果を配慮した整備
 - 【求められる視点】
 - ・ギフテッドや発達障がい等の個々の特性への対応の充実、SDGsに係る環境教育の推進、児童生徒の情緒面の効果促進をめざした環境整備
- ③ 安心・安全の保障
 - 【求められる視点】
 - ・老朽化による事故の回避はもとより、自然災害時の立地的なハザードの回避、及び避難場所の確保、引き渡しの利便性の確保
 - ・校区拡大による通学バスの運用は必須のため、より安全なバスルートの選定・確保
 - ・支援を要する個別の児童生徒に対応できる環境への配慮
 - ・有事を想定した学校施設設備の機能の充実に係る検討
- ④ 通学等の利便性確保
 - 【求められる視点】
 - ・通学バスが増えることを踏まえ、全町どこの地域からも送迎距離（＝通学時間）に差異が著しく生じない立地の選定
- ⑤ 将来的な小中一貫教育への見通し
 - 【求められる視点】
 - ・将来的な児童生徒数の動向を踏まえ、さらなる児童生徒数減少の中でも生きる力の育成を担保できる教育環境の整備（小中一貫教育の推進）
- ⑥ 行財政の効率化
 - 【求められる視点】
 - ・建設に伴う費用（新施設の建設経費、通学バスに係る経費、用地買収に係る経費など）の増大の回避。そのため、使用可能な現存施設の活用や町有地の利用等、児童生徒数の動向を見越した計画等への配慮
 - ・建設時の経費軽減や維持経費の軽減など、国からの補助を活用した計画への視点

(2)「八百津町学校施設長寿命化計画」における方針

本計画では、「八百津町学校施設長寿命化計画」の学校施設の再編を推進する方針を踏まえ、学校施設の再編の形態を検討します。

■八百津町学校施設長寿命化計画(要約)

学校施設の延床面積の総量が、公共施設全体に占める割合は37.2%となっており、公共施設の維持管理を考えていく上で大きな影響があるため、統廃合の推進が求められます。大規模改修や建替えなどのタイミングで統廃合を進め、最終的には2施設13,100㎡にすることを目標に再編を進めます。



4 学校形態の整理

(1)小中一貫教育の類型

近年では、少子化を背景とした学校統合が進むにつれ、小中一貫教育の導入が全国的にも進んでいます。小中一貫教育は、小中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を実施する中で、児童生徒の学力向上や中一ギャップの緩和などが期待されるものです。

小中一貫教育は、以下の2つの類型に区分できます。

| 義務教育学校 | 小中一貫型小学校・中学校 |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・9年間の一貫教育を1つの学校として運営。 | <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程や教職員の連携を強化し、実質的に一貫教育を行う運用形態。 ・校舎が併設されている「併設型」や、別々の校舎で連携する「分離型」がある。 |

(2)八百津町における学校の在り方の検討

本町では、「八百津町学校施設長寿命化計画」における学校施設の再編方針（1 小学校 1 中学校）及び小中一貫教育の観点から、新しい学校を以下に示す 4 つの学校形態により検討することとします。

- 検討する学校形態
- ① 1 小学校 1 中学校
 - ② 小中一貫型小学校・中学校（施設分離型）
 - ③ 小中一貫型小学校・中学校（施設併設型）
 - ④ 義務教育学校

なお、4 つの学校形態を検討する上で、基本的な特徴を示します。

表 学校形態の基本的な特徴

| | | 1 小学校 1 中学校 | 小中一貫型小学校・中学校 | | 義務教育学校 |
|------|-------|----------------|--------------------|---------------------|------------------|
| | | | 施設分離型 | 施設併設型 | |
| 学校種別 | | 小学校、中学校 | 小学校+中学校 | 小学校+中学校 | 義務教育学校 |
| 組織体制 | 校長 | 各校に 1 人ずつ | 各校に 1 人ずつ | 各校に 1 人ずつ (連携あり) | 1 人 (学校全体を統括) |
| | 教員配置 | 小・中別々 | 小・中別々 (交流あり) | 小・中別々 (交流多め) | 一体的に配置 |
| 教育課程 | | 小→中で切り替え | 小→中で切り替え (連携あり) | 小→中で切り替え (連携強化) | 一貫した 教育課程 |
| 施設形態 | 校舎の配置 | 別々 | 別々 (近接) | 同一敷地・建物内 | |

本町における新しい学校の形態を選定するにあたり、「児童・生徒の視点」、「学校運営の視点」、「費用」面からその特徴を比較検討しました。

この結果、良好な教育環境の確保と、学校の運営の効率化の両立を図ることができることから、小中一貫型（施設併設型）または義務教育学校を候補とし、1 施設の整備を目標とします。

表 学校形態の特徴の比較

| 比較項目 | 該当する特徴 | 1 小学校 1 中学校 | 小中一貫型小学 校・中学校 | | 義務 教育 学校 |
|-------------------------|-----------------------------------|----------------|------------------|-----------|----------------|
| | | | 施設分 離型 | 施設併 設型 | |
| 児童 生徒 の 視 点 | 教育課程の 一貫性 | — | ○ | ○ | ○ |
| | 小中の学校間 の連携 | — | ○ | ○ | ○ |
| | 小学校から中 学校への移行 に伴う心理面 で負担 | — | — | ○ | ○ |
| | 教育環境の 変化 | ○ | ○ | — | — |
| 学校 運営 の 視 点 | 職員体制 | — | — | ○ | ○ |
| | 適正な 学校規模への 対応 | — | — | ○ | ○ |
| 費用 (整備費と管理・運 営費) | 整備費及び管理・運営費が 1 校分の コストに抑えられる。 | — | — | ○ | ○ |



良好な教育環境の確保と、学校の運営の効率化の両立を図ることができることから、小中一貫型(施設併設型)または義務教育学校を候補とし、1 施設の整備を目標とします。

5 新たな学校の整備場所

学校の整備場所は、既存学校用地（6か所）を候補とします。整備場所の検討にあたっては、学校運営を安全・快適に継続するための規模や周辺環境確保の観点、財政負担の観点等から既存校用地を活用することとし、民有地を除いて検討しました。

また、文科省の学校の適正規模・適正配置方針を踏まえ、「通学区域」、「地域状況」、「施設状況」、「学校を取り巻く現状」の4項目により比較検討し、整備場所を選定しました。

この結果、通学時間や周辺の土地利用状況、公共機能の集積する立地条件の面で優位である八百津小学校を候補とします。

表 整備候補地の比較

| 評価項目 | | 八百津 小学校 | 和知 小学校 | 錦津 小学校 | 久田見 小学校 | 八百津 中学校 | 東部 中学校 |
|-------------------|---|------------------------------------|--|---------------|--------------|------------------------|-------------------------|
| 通学 区域 | 通学時間（拠点間の最短通学時間、最長通学時間で比較） ○：最も短い △：短くない | ○ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 都市的位置付け、周辺土地利用状況 ○：周辺が都市的土地利用 △：周辺が自然的土地利用 | ○ | ○ | ○ | △ | △ | △ |
| 地域 状況 | ハザード状況 ○：ハザード指定なし △：ハザード指定一部あり ×：ハザード指定あり | ○ | ○ | △ | ○ | × | △ |
| | 周辺公共施設の立地状況 ○：連携可能な公共機能が近接している △：連携可能な他施設が複数ある ×：連携可能な他施設がない | ○ | △ | △ | △ | × | △ |
| 施設 状況 | 施設規模（㎡） | 約 16,540 | 約 13,660 | 約 8,280 | 約 20,570 | 約 64,730 | 約 45,690 |
| | 施設評価 ○：活用可能な建物あり △：健全度が低い建物あり | ○ | ○ | △ | △ | ○ | ○ |
| 学校を 取り巻 く現状 | 緊急時の子どもの引き渡しに資する周辺環境 ○：緊急時の子どもの引き渡しに優位 △：緊急時の子どもの引き渡しに不利 | ○ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 評価内容 | | 通学時間や周辺の土地利用状況、公共機能の集積する立地条件の面で優位。 | 周辺の土地利用状況の面で優位であるが、通学時間や緊急時の子どもの引き渡しに優位性はない。 | 一部にハザード指定がある。 | 校舎の老朽化がみられる。 | ハザード指定があり、連携可能な他施設がない。 | ハザード指定があり、連携可能な他施設が少ない。 |

6 バス通学に関する方針

新しい学校の整備に際し、必要に応じて現在のスクールバスの運行を拡大します。なお、現在の運行基準は以下のとおりです。

現在の八百津町スクールバスの利用者の範囲及び運行経路等

- ①バスの利用対象者は町内に存する町立学校に、別に定める地区から通学している児童生徒で、通学距離が4km以上となる児童又は6km以上となる生徒。
- ②①の通学距離に満たない児童生徒で、①の規定によるバス利用対象者と同じ集落に居住し、同じバス停を利用する児童生徒。
- ③運行経路及び時刻は、年度ごとの児童生徒の利用状況を勘案し、町教委が定める。
- ④その他町教委が特に必要と認める児童生徒

八百津町スクールバスの運行管理規則より

（適正な学校規模の条件）

第4条第1項第2号 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条より

7 学校施設の複合化について

近年、学校施設は、機能的な学校整備の推進と公共施設マネジメントの観点から複合化の需要が高まっています。学校施設の複合化には、以下のような社会的背景や期待できる効果とともに留意点があります。

①学校施設の複合化に関する社会的背景

- ・機能的な学校施設の整備を推進することと同時に、学びの場である学校を中心に地域コミュニティの拠点の形成を推進するため、学校施設の複合化や余裕教室の活用の促進が求められています。
- ・高度経済成長期に整備した公共施設等の老朽化により、増大する維持管理費を縮減する必要があります。

②本町の公共施設の状況

本町では、令和3（2021）年3月に八百津町公共施設再編計画を策定し、現状の公共施設保有量をそのまま維持管理していくことは財政的に困難であるという認識のもと、公共施設の「総量の見直しによる保有量の適正化」や「拠点施設への機能移転による機能の維持」を基本方針の一つとしています。

③複合化により期待できる効果と留意点

【期待できる効果】

- ・施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化
- ・児童生徒と施設利用者との交流
- ・地域における生涯学習やコミュニティの拠点の形成
- ・専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援
- ・公共施設全体での整備費用の削減

【留意点】

- ・公共施設の運用に関する関係者の連携
(整備段階及び整備後の管理・運営面での連携)
- ・施設計画上の安全の確保
(不特定多数の地域住民の利用を前提としたハード・ソフト両面での安全性)
- ・互いの施設の活動への支障
(児童生徒と他の利用者との動線の交錯防止、騒音、利用ルールの違い)
- ・施設の管理区分や会計区分の明確化
(専用利用と共同利用の管理区分、会計区分の明確化)

以上を踏まえ、本町での学校施設の複合化としては、「公共施設との併設」、「民間施設との併設」、「官民併設」が考えられます。さらに、これらの施設を複合化した場合と学校施設単独で整備した場合の効果や留意点を比較検討し、本町では、「公共施設との併設」を候補として検討を進めます。

【複合化の方針】

安全・安心を確保しながら、学習環境の高機能化・多機能化と地域住民の利用を両立できる点で、「公共施設との併設」を候補とする

8 今後のスケジュール

学校整備のスケジュールは、事業手法によっても異なりますが、おおよそ事業開始から6~7年での完成をめざします。

■従来方式によるスケジュール想定

【方式の概要】施設整備における設計・建設の各工種を分離発注する方式。

業務の要件等の仕様書は町が作成し、民間に提示して発注する。

基本設計・実施設計を2年間、建設の期間を2年間と想定します。

| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 |
|------------|-------|-----|-----------|------|-----|-----|-----|-----|
| 仮設校舎または仮校舎 | | 設計 | 建設 | | | | | |
| 既存校舎解体 | | 調査 | 解体設計 | 解体工事 | | | | |
| 新設校舎 | 調査・設計 | 調査 | | | | | | |
| | 建設 | | 基本設計・実施設計 | | 建設 | | 開校 | |

■公民連携方式によるスケジュール想定

【方式の概要】設計、建設、維持・管理を一括発注する方式。施設の性能要件や業務水準のみを提示し、民間裁量の下で要求水準を満たす施設を整備する。

パターン①新校舎建設のみを官民連携手法で実施

| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 |
|------------|--|---------------------|-----|---------------|------|-----|-----|-----|
| 仮設校舎または仮校舎 | | | 設計 | 建設 | | | | |
| 既存校舎解体 | | | 調査 | 解体設計 | 解体工事 | | | |
| 新設校舎 | | 公募準備 事業者選定 調査 | | 基本設計・ 実施設計 | | 建設 | | 開校 |

パターン②既存校舎解体・新校舎建設を官民連携手法で実施

| | | 1年目 | 2年目 | 3年目 | 4年目 | 5年目 | 6年目 | 7年目 |
|------------|--|----------------------|-----|---------------|------|-----|-----|-----|
| 仮設校舎または仮校舎 | | | 設計 | 建設 | | | | |
| 既存校舎解体 | | | 調査 | 解体設計 | 解体工事 | | | |
| 新設校舎 | | 公募準備・ 事業者選定 調査 | | 基本設計・ 実施設計 | | 建設 | | 開校 |